

寄附金制度について

このたび学園では、個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の適用を受けることになりました。

これまで、個人が、学校法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されていましたが、平成 23 年度税制改正により、新たに税額控除制度が導入されました。この制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。

既存の制度である所得控除制度と今回新たに導入された税額控除制度のうち、寄附者(納税者)の選択により、どちらか一方の制度を活用することが認められています。

また、私学事業団によって行われる受配者指定寄附金制度を利用すると寄附者(企業等)は法人税法上で全額を損金に算入することができます。

寄附については学園本部にお問い合わせ下さい。